

女性に対する暴力

児童虐待

いじめ

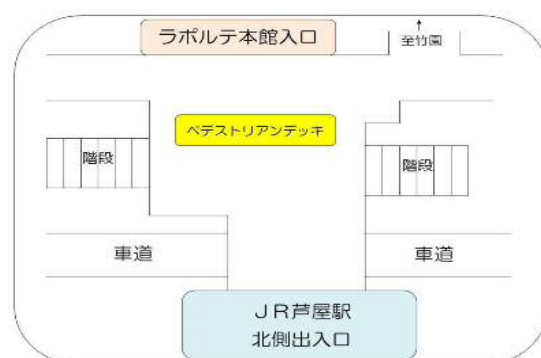
STOP

啓発にご協力ください！

日時: 11月24日(火)
14:00:~15:00

場所: JR芦屋駅ペDESTリアンデッキ周辺

内容: 啓発グッズ等の配布



女性に対する暴力をなくす運動

DV やセクシャルハラスメントなどの女性に対する暴力をなくす運動を行います。

担当課: 男女共同参画推進課

参加協力団体

芦屋市・芦屋警察署・芦屋健康福祉事務所・兵庫県阪神南県民センター・芦屋防犯協会・国際ソロプチミスト芦屋・芦屋市男女共同参画団体協議会・大学女性協会神戸支部・W・Sひょうご



女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク

児童虐待防止啓発活動

11月は「児童虐待防止推進月間」です。 ~みんなで守ろう子どもたちの未来~

担当課: 子育て推進課<家庭児童相談室>

参加協力団体

芦屋市・芦屋市民生児童委員協議会・芦屋市要保護児童対策地域協議会

いじめ防止啓発活動

いじめは絶対に許されません。大人も子どももお互いに思いやる気持ちを大切にしましょう。

担当課: 子育て推進課<新制度推進担当>・学校教育課

参加協力団体

芦屋市・芦屋市いじめ問題対策連絡協議会

女性に対する暴力をなくす運動

平成 13 年 6 月 5 日、国の男女共同参画推進本部は、毎年 11 月 12 日から 25 日までの 2 週間、「女性に対する暴力をなくす運動」を実施することを決定しました。

暴力は、決して許されるものではありません。特に、配偶者等からの暴力、性犯罪、売買春、人身取引、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等の女性に対する暴力は、女性の人権を侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。

女性に対する暴力の根底には、女性の人権の軽視があることから、女性の人権尊重のための意識啓発や教育の充実を図っていきます。また、この運動を機会に、地方公共団体や女性団体、その他の関係団体との連携をはかり、女性に対する暴力の問題に関する取り組みを一層強化することとします。

問い合わせ 芦屋市男女共同参画推進課 TEL 0797-38-2023

11 月は「児童虐待防止推進月間」です！！

平成 25 年、国は、「児童虐待の防止等に関する法律」が施行された 11 月を「児童虐待防止推進月間」と定め、児童虐待防止の取り組みを行っています。家庭や学校、地域など社会全体において、児童虐待防止に関する理解や関心を得られるよう全国各地で啓発活動を行っています。

これまで、児童虐待への対応については、さまざまな取り組みがなされてきましたが、なお、深刻な児童虐待事件が後を絶たず、児童相談所等への虐待に関する相談件数も増加の一途をたどっており、依然として社会全体で取り組むべき重要な課題となっています。

私たちは①児童虐待の発生予防、②早期発見・早期対応、③子どもの保護・支援、保護者支援に取り組んでいます。

問い合わせ 芦屋市子育て推進課<家庭児童相談室> TEL 0797-31-0643
家庭児童相談室ホットライン TEL 0797-38-8993

ストップ！いじめ！

平成 25 年 9 月に「いじめ防止対策推進法」が施行されました。これを受け、芦屋市においても、「子どもファースト」「子どもの人権を守る」観点を基本とし、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策を総合的・効果的に推進するため、平成 26 年 12 月に「芦屋市いじめ防止基本方針」を策定しました。

いじめ問題は、学校や子どもたちや保護者だけで解決できることばかりではありません。周りの大人が子どもの SOS に気づけるよう、市をあげていじめの未然防止、いじめ防止の啓発活動を実施し、子どもたちが笑顔で学校生活を送れるよう取り組みを進めていきます。

問い合わせ 芦屋市子育て推進課<新制度推進担当> TEL 0797-38-2180
芦屋市教育委員会学校教育課 TEL 0797-38-2087